

○高齢運転者等標章の交付に関する事務取扱要領の制定について(通達)
(平成 22 年 4 月 16 日岡規第 169 号警察本部長例規)

改正 平成 29 年 3 月 2 日岡交企第 123 号、岡指第 108 号、岡規第 74 号、岡運免 令和 4 年 12 月 16 日岡規
第 92 号、岡運管第 19 号 第 504 号
令和 5 年 3 月 28 日岡交企第 141 号

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

このたび、別添のとおり高齢運転者等標章の交付に関する事務取扱要領を制定し、平成 22 年 4 月 19 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

高齢運転者等標章の交付に関する事務取扱要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 45 条の 2 の規定による高齢運転者等標章(以下「標章」という。)の交付に係る事務に関し必要な事項を定め、その適正と斉一を図ることを目的とする。

第 2 様式

標章の交付事務に係る様式は、次のとおりとする。

- 1 高齢運転者等標章申請書(道路交通法施行規則(昭和 35 年總理府令第 60 号。以下「規則」という。)別記様式第 1 の 3 の 5)
- 2 高齢運転者等標章(規則別記様式第 1 の 3 の 6)
- 3 高齢運転者等標章記載事項変更届(規則別記様式第 1 の 3 の 7)
- 4 高齢運転者等標章再交付申請書(規則別記様式第 1 の 3 の 8)
- 5 高齢運転者等標章交付申請処理簿(様式)

第 3 標章の交付対象者

標章の交付対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号

普通自動車対応免許を受けた者で年齢 70 歳以上のもの(法第 71 条の 5 第 3 項)
- 2 法第 45 条の 2 第 1 項第 2 号

次のいずれかの理由により当該免許に条件を付されている者

 - ア 普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されているもの(法第 71 条の 6 第 2 項)
 - イ 普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該免許に条件

を付されているもの(法第 71 条の 6 第 3 項)

なお、標章の交付対象者に係る免許条件については、別に定める。

3 法第 45 条の 2 第 1 項第 3 号

普通自動車対応免許を受けた者で妊娠中又は出産後 8 週間以内のもの(以下「妊産婦」という。)

第 4 標章の有効期間

標章の有効期間は、以下のとおりとする。

1 第 3 の 1 及び 2 に該当する者については、普通自動車対応免許が取り消され、又は失效するまでの間

2 第 3 の 3 に該当する者については、当該事由がなくなるまでの間

第 5 標章の交付手続

1 申請区分

標章の申請区分は、次のとおりとする。

ア 新規申請(法第 45 条の 2 第 1 項)

イ 再交付申請(法第 45 条の 2 第 3 項)

ウ 記載事項変更届出(規則第 6 条の 3 の 5)

エ 返納(法第 45 条の 2 第 4 項)

2 標章交付申請者

各申請区分に係る申請者は、標章の交付を受けようとする者又はその委任を受けた者とする。

3 標章交付対象車両

標章の交付対象車両は、法第 3 条に規定する普通自動車とする。

4 申請を受理する場所

申請は、申請者の住所地を管轄する警察署で受理するものとする。

5 新規申請の手続

(1) 提示書類

申請に際しては、次に掲げる書類の提示を求めるものとする。

なお、代理申請の場合は、委任状の提出は要しないが、代理申請者の運転免許証等の身分証明書を確認し、高齢運転者等標章申請書の摘要欄に代理申請である旨を記載するものとする。

ア 運転免許証

イ 自動車検査証又はその写し

ウ 妊産婦にあっては、母子健康手帳、医師発行に係る妊娠証明書、診断書、戸籍抄本等の妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類

(2) 手続の要領

新規申請に際しては、高齢運転者等標章申請書の提出を求めるものとし、申請を受理した警察署長は、高齢運転者等標章交付申請処理簿(以下「申請処理簿」という。)に必要事項を記載するとともに、当該申請書に受付印を押し受理番号を付するものとする。

妊娠婦による申請があった場合は、提示書類の種別と出産予定日又は出産の日を当該申請書の摘要欄に記載すること。

(3) 審査及び標章の作成

申請を受理した警察署長は、申請内容を適正と認めたときには、申請内容に基づいて、標章に所要の事項を記載するものとする。

(4) 交付

申請者に記載誤りのないことを確認して即時交付するものとする。ただし、事務の都合上即時交付が不能な場合は、おおむね3日以内(閉庁日を除く。)に交付するものとする。

6 再交付申請

(1) 提出書類

亡失した場合を除き、汚損、破損等に係る標章の返納を求ることとし、他に添付書類は要しない。

(2) 手続の要領

再交付申請に際しては、高齢運転者等標章再交付申請書による申請を求めるものとし、その手続の要領は新規申請に準ずることとするが、標章には新たな標章番号を付与するとともに、亡失による申請の場合は、申請処理簿等で既交付事実を確認して標章を作成するものとする。

この場合においては、申請者に対して再交付後に旧標章を発見した時には確実に返納するように教示し、返納された標章は交通規制課長に送付すること。

7 記載事項変更届出

(1) 提出書類等

ア 提出書類

旧標章の返納を求ること。

イ 提示書類

記載事項に変更が生じたことを明らかにする運転免許証、自動車検査証又はその写し、戸籍抄本、住民票、消印のある郵便物等の書類で、公的機関が発行したもの

(2) 手続の要領

記載事項変更届出に際しては、高齢運転者等標章記載事項変更届による申請を求めるものとし、その要領は新規申請に準ずるものとするが、標章には新たな標章番号を付与して交付し、返納された標章は交通規制課長に送付すること。

また、県外からの転入の場合にあっても、提出を受けた旧標章を交通規制課長に送付し、記載事項変更届出を受理した旨を他の都道府県警察の所管課長に通知した上、交通規制課長が旧標章を廃棄するものとする。

8 再交付申請に記載事項変更届出が伴う場合

再交付申請に記載事項変更届出が伴う場合は、高齢運転者等標章再交付申請書による申請を求めるものとし、併せて記載事項変更届出に必要な提示書類を求めるものとする。

なお、高齢運転者等標章再交付申請書の再交付申請の理由欄に、再交付の申請理由とともに記載事項変更の内容及びその理由の記載を求めること。

9 返納

(1) 手続の要領

標章被交付者が、普通自動車対応免許を取り消され、若しくは失効し、又は妊娠婦ではなくなったことにより標章の返納を受理した場合は、申請処理簿の該当箇所の備考欄に返納日及び「返納」と朱書して手入れをし、返納された標章にも返納受理日及び「返納」と朱書し、交通規制課長に送付すること。

(2) 妊産婦の場合の留意事項

妊娠婦で、出産予定日から8週間を経過しても標章を返納していないものは、事実確認をし、事由喪失していることが判明すれば、返納を求めるものとする。

(3) 他の警察署で交付された標章の返納

他の警察署で交付された標章についても返納を受理し、速やかに交付した警察署に通知するとともに、通知を受けた警察署において申請処理簿の手入れをするものとする。

(4) 他の都道府県公安委員会で交付された標章の返納

他の都道府県公安委員会で交付された標章の返納を受理した警察署長は、当該標章を交通規制課長に送付し、交通規制課長が交付に係る都道府県警察の所管課長に通知後、標章を廃棄するものとする。

第6 交付に際しての留意事項

標章の交付に際しては、次に掲げる事項を申請者に説明し、その適正な使用を求めること。

- 1 標章を使用する場合は、当該車両の前面ガラスの内側の外部から見やすい箇所に掲出しなければならないこと。
- 2 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 3 標章の表面記載の車両以外では使用しないこと。
- 4 次の場合には、標章((2)の場合にあっては、発見した標章)を速やかに返納すること。
 - (1) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
 - (2) 標章の再交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(3) 妊産婦であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。

5 標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ること。

第7 交通規制課長への書類送付等

新規申請、再交付申請、記載事項変更届出及び返納を受理した警察署長は、当該申請書類の写し及び返納された標章を交通規制課長に送付するものとし、送付を受けた交通規制課長は、申請書類等を適切な方法で管理するものとする。

第8 文書の保存

文書の保存は、各申請区分に係る申請関係書類を一括して保存するものとし、保存期間については次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
高齢運転者等標章申請書	受理した警察署	3年
高齢運転者等標章申請書の写し	交通規制課	3年
高齢運転者等標章再交付申請書	受理した警察署	3年
高齢運転者等標章再交付申請書の写し	交通規制課	3年
高齢運転者等標章記載事項変更届	受理した警察署	3年
高齢運転者等標章記載事項変更届の写し	交通規制課	3年
高齢運転者等標章交付申請処理簿	作成した警察署	5年

様式

高齢運転者等標章交付申請処理簿

[別紙参照]